

令和2年6月定例
四万十町教育委員会
会議資料

日 時： 令和2年6月9日（金）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名

- 4 議 題
 - ① 承認第1号 専決処分の承認について（会計年度任用職員の任用（発令）の承認）
 - ② 承認第2号 専決処分の承認について（四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則）の承認
 - ③ 議案第1号 令和2年度教育委員会関係予算案（6月補正）について
- 5 協議事項
- 6 報告事項
- 7 その他

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 石崎 豊史、 佐々倉 愛
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 西谷 典生、 東 孝典

承認第1号

専決処分の承認について

令和2年6月1日付け及び令和2年6月2日付け教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和2年6月9日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年5月27日

四万十町教育長 山脇 光章

記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年6月1日発令

学校教育課

任用期間：令和2年6月1日～令和2年7月31日

所 属	業 務 内 容	氏 名	住 所	備 考
仁井田小学校	特別支援教育支援員	小沼このみ	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	

専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年6月1日

四万十町教育長 山脇 光章

記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年6月1日発令

生涯学習課

任用期間：令和2年6月1日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備 考
東又保育所	保育士	森 優花	■■■■■	見付保育所と併任
東又保育所	保育士	中越 恵美	■■■■■ ■■■■■	窪川地域子育て支援センターと併任

専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年6月2日

四万十町教育長 山脇 光章

記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年6月2日発令

生涯学習課

任用期間：令和2年6月2日～令和3年3月31日

所 属	業 務 内 容	氏 名	住 所	備 考
大正・十和地域子育て支援センター	保育士（一時預かり）	尾崎 静	■■■■■ ■■■■■	昭和保育所と併任

参考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 抜粋

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

承認第2号

専決処分の承認について

四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和2年6月9日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則（令和2年四万十町教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決し、別紙のとおり公布する。

令和2年5月28日

四万十町教育長 山脇 光章



四万十町教育委員会規則第6号

四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月28日

四万十町教育長

小脇光章

四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則
(四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正)

第1条 四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則(令和2年四万十町教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第4条中「

(4) 児童会館及び放課後児童健全育成に関すること。

(5) 放課後子ども教室に関すること。

」を「

(4) ファミリー・サポート・センターの設置及び運営に関すること。

(5) 児童会館及び放課後児童健全育成に関すること。

(6) 放課後子ども教室に関すること。

」に改める。

第2条 四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(職員の職)

第5条 事務局及び教育機関に次の職を置くことができる。

(1) 教育次長

(2) 課長

(3) 副課長

(4) 教育対策監

(5) 所長

(6) 次長

(7) 館長

(8) 園長

- (9) 総括主幹
- (10) 総括技幹
- (11) 高校教育振興対策監
- (12) 係長
- (13) 副館長
- (14) 主幹
- (15) 技幹
- (16) 主任保育教諭
- (17) 主任保育士
- (18) 主査
- (19) 技査
- (20) 主任
- (21) 主任技師
- (22) 主事
- (23) 技師
- (24) 保育教諭
- (25) 保育士
- (26) 社会教育主事
- (27) 栄養士
- (28) 調理師
- (29) 学校校務員

第6条各号列記以外の部分中「教育対策監」の次に「、高校教育振興対策監」を加え、同条第5号及び第6号を削り、第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 高校教育振興対策監は、上司の命を受けて町内の中学校及び高校の連携並びに高校の教育振興に関する事務を掌理する。
- (6) 係長は、上司の命を受けて係等内の調整等を図るとともに、係等所属職員を指揮監督して、所管事務の執行に当たる。
- (7) その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

改正後	改正前
<p>○四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則 令和2年3月4日教育委員会規則第1号 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「委員会」という。）の事務局の組織その他に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>第4条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>社会教育係 (1) ～ (14) (略)</p> <p>文化振興係 (1) ～ (8) (略)</p> <p>社会体育係 (1) ～ (9) (略)</p> <p>保育係 (1) 保育施策に關すること。 (2) 町立保育所及び幼保連携型認定こども園の設置及び管理運営に關すること。 (3) 子育て支援センターの設置及び運営に關すること。 (4) ファミリー・サポーター・センターの設置及び運営に關すること。 (5) 児童会館及び放課後児童健全育成に關すること。 (6) 放課後子ども教室に關すること。</p> <p>第5条～ (略)</p>	<p>○四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則 令和2年3月4日教育委員会規則第1号 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「委員会」という。）の事務局の組織その他に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>第4条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>社会教育係 (1) ～ (14) (略)</p> <p>文化振興係 (1) ～ (8) (略)</p> <p>社会体育係 (1) ～ (9) (略)</p> <p>保育係 (1) 保育施策に關すること。 (2) 町立保育所及び幼保連携型認定こども園の設置及び管理運営に關すること。 (3) 子育て支援センターの設置及び運営に關すること。 (4) 児童会館及び放課後児童健全育成に關すること。 (5) 放課後子ども教室に關すること。</p> <p>第5条～ (略)</p>

改正後	改正前
<p>○四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則 令和2年3月4日教育委員会規則第1号</p> <p>第1条～第4条 (略) (職員の職)</p> <p>第5条 事務局及び教育機関に次の職を置くことができる。</p> <p>(1) 教育次長 (2) 課長 (3) 副課長 (4) 教育対策監 (5) 所長 (6) 次長 (7) 館長 (8) 園長 (9) 総括主幹 (10) 総括技幹 (11) 高校教育振興対策監 (12) 係長 (13) 副館長 (14) 主幹 (15) 技幹 (16) 主任保育教諭 (17) 主任保育士 (18) 主査 (19) 技査 (20) 主任 (21) 主任技師</p>	<p>○四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則 令和2年3月4日教育委員会規則第1号</p> <p>第1条～第4条 (略) (職員の職)</p> <p>第5条 事務局及び教育機関に次の職を置くことができる。</p> <p>(1) 教育次長 (2) 課長 (3) 副課長 (4) 教育対策監 (5) 所長 (6) 次長 (7) 館長 (8) 副館長 (9) 係長 (10) 総括主幹 (11) 総括技幹 (12) 主幹 (13) 技幹 (14) 主査 (15) 技査 (16) 主任 (17) 主任技師 (18) 主事 (19) 技師 (20) 社会教育主事 (21) 栄養士</p>

改正後	改正前
<p>(22) 主事</p> <p>(23) 技師</p> <p>(24) 保育教諭</p> <p>(25) 保育士</p> <p>(26) 社会教育主事</p> <p>(27) 栄養士</p> <p>(28) 調理師</p> <p>(29) 学校校務員</p> <p>(職員の職責)</p> <p>第6条 教育次長、課長、副課長、教育対策監、高校教育振興対策監、係長及びその他の職員の職責は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育次長は、教育長を補佐するとともに教育長の命を受けて教育政策及び企画をつかさどり、教育委員会事務局等の調整を図るとともに、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(2) 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(3) 副課長は、課長の補佐並びに課内の調整等を図るとともに、所属職員を指揮監督し、事務を掌理する。</p> <p>(4) 教育対策監は、上司の命を受けて教育課題解決に関する事務の総合調整に関する事務を掌理する。</p> <p>(5) 高校教育振興対策監は、上司の命を受けて町内の中学校及び高校の連携並びに高校の教育振興に関する事務を掌理する。</p> <p>(6) 係長は、上司の命を受けて係等内の調整等を図るとともに、係等所属職員を指揮監督して、所管事務の執行に当たる。</p> <p>(7) その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>(22) 教諭</p> <p>(23) 保育士</p> <p>(24) 主任保育士</p> <p>(25) 保育教諭</p> <p>(26) 主任保育教諭</p> <p>(27) 調理師</p> <p>(28) 学校校務員</p> <p>(職員の職責)</p> <p>第6条 教育次長、課長、副課長、教育対策監、係長及びその他の職員の職責は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育次長は、教育長を補佐するとともに教育長の命を受けて教育政策及び企画をつかさどり、教育委員会事務局等の調整を図るとともに、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(2) 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(3) 副課長は、課長の補佐並びに課内の調整等を図るとともに、所属職員を指揮監督し、事務を掌理する。</p> <p>(4) 教育対策監は、上司の命を受けて教育課題解決に関する事務の総合調整に関する事務を掌理する。</p> <p>(5) 係長は、上司の命を受けて事務を掌理し、総括する。</p> <p>(6) その他の職員は、上司の命を受けて事務を掌理する。</p> <p>第7条 (略)</p>

